

未熟児養育医療について



未熟児養育医療とは、出生体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟な状態で生まれ、指定養育医療機関において医師が入院を必要と認めた乳児（※出生時から一度も退院していないケースに限ります。）に対し、診療に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

令和2年4月1日から、一部負担金の算定基準が所得税額から市町村民税額に変更されました。これに伴い、マイナンバーによる税情報の照会が可能となり、課税額を証明する書類の提出が省略できるようになりました。

■ 給付対象の医療（養育医療の対象となる給付内容）

診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療、病院又は診療所への入院及びその入院に伴う世話その他の看護、移送

■ 申請書類

申請時に必要な書類は次のとおりです。※入院から1ヶ月以内に申請してください。

- 1 未熟児養育医療給付申請書（※申請書に世帯員の個人番号を記入する必要があります）
- 2 養育医療意見書（医師が記入）
- 3 お子さんの健康保険証
- 4 お子さん・申請者の個人番号カードもしくは通知カード
- 5 所得を証明する書類（※不要となる場合がありますので、まずはご相談ください。）
生計を同じくする世帯員及び世帯外扶養義務者全員の所得を証明する書類が必要です。

(1) 申請日が1月から6月の場合

前々年分の所得に基づく前年度課税を証明する書類

前年1月1日に住所のある自治体で証明書を発行することができます。

(2) 申請日が7月から12月の場合

前年分の所得に基づく前年度課税を証明する書類

当年1月1日に住所のある自治体で証明書を発行することができます。

※ 該当する年の1月1日に生計を同じくする世帯員及び世帯外扶養義務者が府中市に住所がある場合は、提出を省略できます。

※ 転入等により府中市で市町村民税額を確認できない方も、対象者全員の個人番号（マイナンバー）による連携により照会結果が得られる場合は書類の提出を省略できます。

※ 税情報の照会に同意しない方は必要書類の提出をお願いします。

6 (こども医療を受給する場合)

(1)こども医療費受給者証、(2)こども医療費受領委任状

7 (1か月を超えて申請する場合) 遅延理由書

■ 申請先

- ・ 子育てステーションちゅちゅ／子育て応援課ネウボラ推進室（府中天満屋内） ☎0847-44-6688
- ・ 子育てステーションふらっと上下／上下支所地域共生係（ふらっと上下内） ☎0847-62-2231

■ 自己負担額について

- 未熟児養育医療では加入する健康保険が総医療費の 8 割を負担し、自己負担額に相当する 2 割を府中市から給付しますので、医療機関での支払いは生じませんが(オムツ代や衣類代等の保険適用外の実費等を除く)、対象児の保護者は所得等に応じた徴収金を府中市に納入することになります。
- 世帯の市町村民税額に応じて、未熟児養育医療の徴収基準月額を決定します。
入院された月ごとに、1 ヶ月間(1 日から末日まで)入院された場合は徴収基準月額の全額、月の途中で入退院された場合は日割り計算した額となります。
- 同一世帯から同時に 2 人以上の方が給付を受けた場合の徴収基準月額は、1 人目の方は徴収基準月額とし、2 人目(入院期間が短い児童)の方は徴収基準加算月額とします。
- ただし、未熟児養育医療と乳幼児医療費助成制度と併用が可能であるため、該当となる方は徴収基準月額(徴収基準加算月額)から乳幼児医療費助成分を控除した額が最終的な自己負担額となります。

《自己負担額の例》

例) 徴収基準額が 34,800 円で、乳幼児医療費助成を併用

総医療費が 1,000,000 円、食事療養費が 22,080 円、入院日数が16日(6/3~6/18)の場合の例

(医療費)	医療保険負担分		医療保険以外の部分		
	総医療費×8割	高額療養費	養育医療負担	乳幼児医療負担	自己負担
	800,000 円	112,570 円	68,870 円	11,560 円	7,000 円
				(徴収基準月額を日割り計算) 34,800 円÷30日×16日	
(食事療養費)	医療保険負担分		養育医療負担(本来は全額自己負担の費用)		
			22,080 円(460円×48回)		

※乳幼児医療費助成制度を併用した場合、医療費の自己負担額(1か月の上限)は、500 円×入院日数(上限14日)。ただし、入退院が月をまたぐ場合、費用は月毎の算出となります。

■ 申請後の流れ

- 1 本市から2~3週間後、養育医療券をご自宅に郵送します。
また、本市から医療機関にも養育医療券の写しを郵送します。
※ 書類審査の結果、養育医療給付の適用とならなかった方には、「養育医療給付不承認決定通知書」を郵送します。
- 2 本市から後日(診療月の約 2~5か月後)送付する納入通知書により、指定金融機関でお支払いください。
※ 「養育医療給付不承認決定通知書」が届いた場合は、その旨を医療機関の会計窓口にお伝えください。退院後であっても、必ず医療機関にご連絡ください。連絡しないままの状態では医療費は未払いになっていますので、再精算してください。